

子育てのお手伝い！

子育てボランティア

「アップル」に入りませんか

子育てボランティア「アップル」は、主に市内の児童館で活動しています。

興味のある方は、気軽に参加してください。皆さんで楽しく活動しましょう。

応募資格 市内在住・在勤、または羽村市に隣接する自治体在住の方で、子育て支援に理解と関心のある方

主な活動内容

◆毎月1回、各児童館で行っている「おしゃべり場」の運営サポート

◆市が行う子育て支援事業のサポート

◆市民サークル活動のサポート

◆メンバー同士で集まる連絡会

※活動は無償で行っていただきます。

申込み・問合せ 市役所2階子ども家庭支援センターで配布する「子育てボランティア登録申請書」に記入し、直接子ども家庭支援センター ☎ 578-2882へ

※印鑑・写真（スナップ写真可）を持参してください。

※申込みは随時受け付けています。



指定収集袋（燃やせるごみ袋） 広告主の募集

指定収集袋（燃やせるごみ袋）に広告を掲載する広告主を募集します。

指定収集袋は市内全域で使用され、多くの方の目に触れる有効な広告媒体です。ぜひ、事業所やお店のPRなどに活用してください。

掲載期間 平成25年7月から1年間程度（予定）

※袋の交付状況により異なります。

袋の色 本体：青色／外袋：乳白色（文字はいずれも赤色）

※外袋のみの広告掲載はできません。

応募方法 4月24日(水)までに、羽村市

広告掲載申込書に必要事項を記入し、広告原稿（データ）を添えて、郵送・Eメールまたは直接応募先へ

※申込書の様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。

※原稿データは、ファイル形式で提出してください。（イラストレーター ai ファイル（文字アウトライン化済み）または画像データ（JPEG、TIFF、PDF いずれも1200dpi以上 モノクロ二階調）

※右記以外のファイル形式の場合は、事前に相談してください。

広告掲載の決定 広告掲載申込書の内容を、羽村市有料広告掲載に関する取扱要綱および羽村市指定収集袋広告掲載取扱基準に基づき審査し、広告掲載の可否を決定します。応募多数の場合は、要綱に定める優先順位により決定します。

特典 広告主が希望する場合は、市ホームページの第2階層に、バナー広告を3か月間無料で掲載することができます。

応募先・問合せ 羽村市生活環境課生活環境係 ☎ 222-2205-8601（所在地記載不要）

✉ s208000@city.hamura.tokyo.jp



▲図1



▲図2

■ 広告掲載枠・掲載料

袋の種類		掲載位置	広告の大きさ	袋の作成枚数	掲載料(税込み)
燃やせるごみ袋（本体）	小（10ℓ）	表面中央部 （上図1）	13 cm × 17 cm	700,000 枚	70,000 円
	中（20ℓ）		15 cm × 25 cm	1,000,000 枚	200,000 円
	大（40ℓ）		19 cm × 28 cm	500,000 枚	150,000 円
燃やせるごみ袋（外袋）	小（10ℓ）	表面中央部 （上図2）	9 cm × 14 cm	70,000 枚	45,000 円
	中（20ℓ）		5 cm × 21 cm	100,000 枚	40,000 円
	大（40ℓ）		6 cm × 21 cm	50,000 枚	45,000 円

保健センターから

問合せ 保健センター ☎ 555-1111 (内) 623

未熟児の養育医療

4月1日から、未熟児の養育医療給付事務は、従来の申請受付に加え、認定・支給に関しても東京都から市へ変更になりました。

対象 市内在住の満1歳未満の乳児で、次のいずれかの症状により入院して養育を受ける必要があると医師が認めた者

① 出生時体重が2000グラム以下の乳児
② ①以外の乳児で、生活力が特に弱く、次のいずれかの症状がある乳児

けいれん、運動異常／強い黄疸^{おうだん}／体温が34℃以下／強いチアノーゼなど、呼吸器・循環器の異常／くり返す嘔吐など、消化器の異常

医療機関 全国の指定された養育医療機関

公費負担額 健康保険を利用して治療した場合の自己負担額を助成します。

※家族の収入に応じて費用の一部を負担していただく場合があります。

申請方法 保健センターで配布する次の書類に記入し、健康保険証を持参の上、直接保健センターへ

① 養育医療給付申請書 ② 養育医療意見書
③ 世帯調書 ④ 所得税額証明書など

日本脳炎予防接種

厚生労働省からの通知に基づき、今年度3・7・8歳になるお子さんへの第1期、および18歳になる方

への第2期の予防接種の勧奨を行います。希望する方は、医療機関へ予約の上、接種してください。

3歳になるお子さん

第1期の予防接種の予診票を、3歳児健診の案内と一緒に送付します。

7・8歳になるお子さん

誕生月に、第1期の予防接種の予診票を送付します。なお、通知は対象者全員に送付しています。第1期の予防接種をすべて終了している場合は、接種の必要はありません。

18歳になる方

4月中に第2期の予防接種の予診票を送付します。なお、通知は対象者全員に送付しています。第2期の予防接種を終了している場合は、接種の必要はありません。

そのほかの年齢の方

次の年齢に該当し接種を希望する方は、予診票を渡します。母子健康手帳を持参して保健センターへお越しください。

① 法で定める対象年齢（3歳～7歳5か月・9歳以上13歳未満）の間のお子さん

② 勧奨の差し控えにより接種機会を逃した、平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方（20歳の2日前までの間は、いつでも定期予防接種の対象者として第1期および第2期ともに接種することが出来ます）

市内の放射線量の測定について

市では、富士見公園を定点として放射線量を測定しています。

問合せ 環境保全課環境保全係 ☎ 226

測定方法

■ 測定値の算出 地表から5 cm、50 cm、1 mの高さで1分間の放射線量（ガンマ線量）を5回測定し、その平均値を測定値とします。

■ 測定器 環境放射線モニタ Radi (PA-1100)

■ 検出方式 シンチレーション式

定点測定の結果

■ 測定場所 富士見公園

■ 測定日時 原則毎週月・水・金曜日の午前9時

▼ 定点（富士見公園）の放射線量測定結果
単位：μsv/h（マイクロシーベルト／時間）

測定日 (各日午前9時)	天候	測定高さ		
		5 cm	50 cm	1 m
3月25日(月)	曇り	0.059	0.066	0.064
3月22日(金)	晴れ	0.060	0.059	0.061
3月18日(月)	曇り	0.066	0.061	0.063
3月15日(金)	曇り	0.061	0.062	0.061
3月13日(水)	曇り	0.060	0.062	0.063
3月11日(月)	晴れ	0.068	0.068	0.062
3月8日(金)	晴れ	0.068	0.062	0.070

国際放射線防護委員会の2007年勧告によると、平常時に一般の人（子どもを含む）が1年間に浴びる放射線量の限度は、1ミリシーベルト（1,000マイクロシーベルト）とされています。

年間1ミリシーベルトを、環境省による自然放射線量を含む時間当たりに換算すると0.23マイクロシーベルト／時間（この値には、内部被曝は含まれていません）となります。0.23マイクロシーベルト／時間以下であれば、健康への影響を及ぼすレベルではないと言われています。